

お骨やお墓を移すには

お墓の移設・新設などに伴いご遺骨の移動をするときは、移動元（現在ご遺骨がある）市町村で改葬許可申請手続きを行い、『改葬許可証』の交付を受け、ご遺骨と共にお寺や霊園へ収蔵する手続きが必要です。

また、埋葬されている方を改葬する場合も、同様の手続きが必要です。

お墓の移設・新設などでご遺骨の移動をお考えの場合は、役場戸籍年金係へご相談ください。なお、許可証発行手続きには日数を要する場合がありますので、ご遺骨を移動される前に、余裕をもった手続きをお願い致します。

【お問い合わせ先】

愛別町役場 税務住民課戸籍年金係
〒078-1492

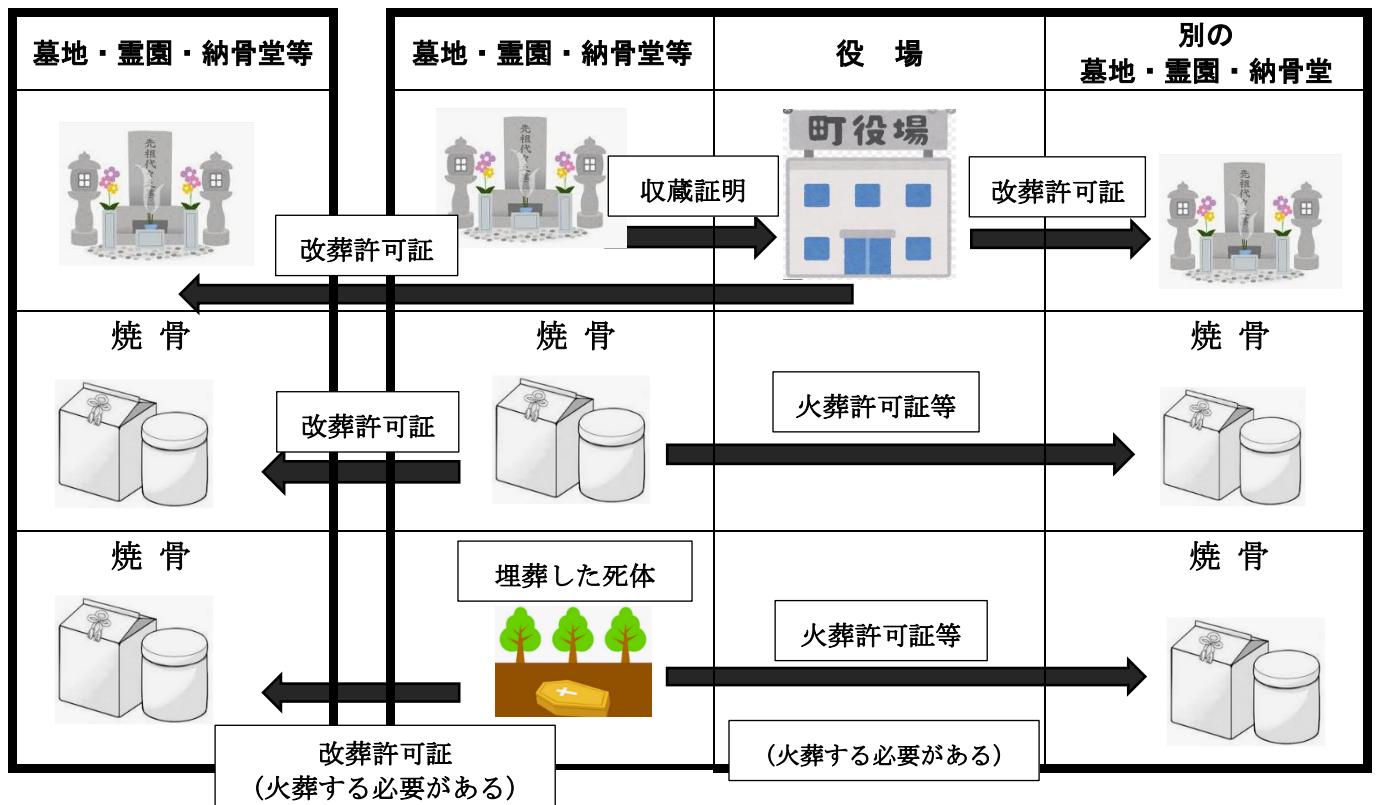
北海道上川郡愛別町字本町 179 番地

TEL (01658) 6-5117 (直通)・FAX (01658) 6-5110

～改葬許可申請が必要なとき～

【町外】

【愛別町内】



～改葬手続き方法について～

○事前に確認していただきたいこと

- 納骨または埋葬されている方の氏名・死亡年月日
- ご遺骨を移す日程や移動先
- 埋葬されている方について、再火葬が必要かどうか
※改葬に併せてお墓の撤去をされる場合は、お墓の基礎の撤去についても施工業者にご依頼くださいますようお願い致します。

○必要なもの

①愛別町の墓地や納骨堂に収蔵している焼骨を他の墓地や納骨堂に納める場合

- 現在納骨されている霊園や寺院が発行した「収蔵証明書」
- 移動先の墓地などの「使用許可証」
※寺院などで使用許可証が無い場合は、名称や所在地がわかる書類。
- 納骨されている方の火葬許可証や埋葬許可証、改葬許可証（可能であれば）
※ご用意が可能な時は、死亡記載の戸籍は不要です。
- 納骨されている方の死亡記載のある戸籍証明書（※本籍が愛別町以外の時）
※請求方法などご不明な点がありましたら、ご連絡ください。
- 申請者と改葬される方との続柄がわかる戸籍証明書
※本籍が愛別町でない場合のみ。
- 申請者の本人確認書類、印鑑（認印で可）。

②愛別町にある共同墓地に埋葬されているご遺骨を他の墓地や納骨堂に納める場合

- 現在埋葬されている方の氏名や死亡年月日がわかるもの
※過去帳や墓碑の写真など。
- 移動先の墓地などの「使用許可証」
※寺院などの使用許可証が無い場合は、名称や所在地がわかる書類。
- 納骨されている方の死亡記載のある戸籍証明書（※本籍が愛別町以外の時）。
※請求方法などご不明な点がありましたら、ご連絡ください。
- 申請者と改葬される方との続柄がわかる戸籍証明書（※本籍が愛別町以外の時）。
- 申請者の本人確認書類、印鑑（認印で可）。

○再火葬が必要なとき

土葬の場合だけでなく、焼骨であっても納骨の際に再火葬が必要な場合は、愛別町火葬場の使用が可能（有料）ですので、予め申出下さい。